

労働安全衛生法改正

【厚生労働省 委託事業】

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会のご案内

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

《労働安全衛生法が改正され、職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました》

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 82 号）が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日時：平成 28 年 10 月 5 日（水）13:30～16:30（受付開始 13:00）

会場：朱鷺会館（旧フローラいずも）大ホール JR 西出雲駅より徒歩 10 分
出雲市西新町 2 丁目 2456 番地 4 Tel 0853-24-9857

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

内容：①受動喫煙による健康への有害性について

②職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制
及び施設整備について

③職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の
展望、支援制度について（安衛法改正の内容含む）
～島根労働局担当官が講義予定～

④受動喫煙防止対策取り組み事業場における好事例の紹介

⑤個別相談

費用：無料（テキスト等配布資料含む）

定員：100 名

申込方法：下記太枠内をご記入の上、そのまま Fax 送信願います。

申込期日：平成 28 年 9 月 15 日（水）（ただし、定員に達し次第受付終了）

問合せ先：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会島根支部 事務局（責任者）樋野
Tel 0852-54-1793 E-mail：k-hino1609@gk2.so-net.ne.jp



一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 島根支部

申込 Fax：0852-54-1793

フリガナ 受講者氏名			事務局使用欄
会社名			受付日：
ご所属 (部署名)			受付 No.：
連絡先	Tel 番号	Fax 番号	

※太枠内をご記入の上、Fax でお申し込みください。Tel 及び Fax 番号を必ずご記入ください。

※送信していただいた個人情報は、説明会運営及びそれに準じる情報提供の目的のために使用します。